

本庁舎の位置に係る検討結果

令和8年3月
鹿児島県総務部

本庁舎の位置については、令和5年8月に示した「地域振興局・支庁庁舎の再整備の考え方」に基づき、考慮事項①から⑤について検討を行う。

考慮事項①：管内の市町村の人口【配点 10 点】

【考え方】

比較の観点	管内各市町村の人口の集積																																													
関連指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎利用が将来にわたることから、将来推計人口を指標として用いる。 ・ 将来推計人口は、管内各市町村間で公平に比較を行う観点から、国立社会保障・人口問題研究所による推計値（※）を用いる。 <p>（※） 用いる将来推計人口の時点については、庁舎の建替え時期やその時点における国立社会保障・人口問題研究所の公表値を踏まえて、管内ごとに個別に判断する。</p>																																													
比較方法	<p>① 候補地が所在する市町村の将来推計人口が、管内の総人口に占める割合により比較することとし、その割合に応じて、以下のとおり評点（基礎点）を設定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>10点</td><td>9点</td><td>8点</td><td>7点</td><td>6点</td><td>5点</td><td>4点</td><td>3点</td><td>2点</td><td>1点</td> </tr> <tr> <td>50%</td><td>45%</td><td>40%</td><td>35%</td><td>30%</td><td>25%</td><td>20%</td><td>15%</td><td>10%</td><td>10%</td> </tr> <tr> <td>以上</td><td>以上</td><td>以上</td><td>以上</td><td>以上</td><td>以上</td><td>以上</td><td>以上</td><td>以上</td><td>未滿</td> </tr> </table> <p>② 候補地と所在する市町村の中心部（現在の役所の所在地）間の移動時間（自動車一般道を走行した場合の所要時間）に応じて、県内の隣接する市町村間の平均移動時間（30分）も考慮し、以下のとおり①の基礎点から減点する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>15分以内</td><td>15分超～30分以内</td><td>30分超</td> </tr> <tr> <td>減点なし</td><td>基礎点の1/4減点</td><td>基礎点の1/2減点</td> </tr> </table>										10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	50%	45%	40%	35%	30%	25%	20%	15%	10%	10%	以上	未滿	15分以内	15分超～30分以内	30分超	減点なし	基礎点の1/4減点	基礎点の1/2減点								
10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点																																					
50%	45%	40%	35%	30%	25%	20%	15%	10%	10%																																					
以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	未滿																																					
15分以内	15分超～30分以内	30分超																																												
減点なし	基礎点の1/4減点	基礎点の1/2減点																																												

検討結果

(7) 大島支庁管内 12 市町村の将来推計人口

- ・ 将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による 2050 年時点の推計値（最新の公表値の中で最も先の推計値）を用いる。
- ・ 候補地の所在市の将来推計人口（2050 年）が管内合計に占める割合に応じた基礎点は、以下のとおり。

市町村	2050 年推計人口	管内合計に占める割合	基礎点
奄美市 「現在の本庁舎敷地」	26,905 人	39.3%	<u>7 点</u>
大和村	730 人	1.1%	—
宇検村	1,109 人	1.6%	—
瀬戸内町	5,511 人	8.0%	—
龍郷町	5,088 人	7.4%	—
喜界町	3,892 人	5.7%	—
徳之島町	6,170 人	9.0%	—
天城町	3,430 人	5.0%	—
伊仙町	4,251 人	6.2%	—
和泊町	4,038 人	5.9%	—
知名町	3,627 人	5.3%	—
与論町	3,782 人	5.5%	—
合計	68,533 人	—	—

(イ) 候補地と所在市町村の中心部間の移動時間

候補地と所在市町村の中心部（現在の役所の所在地）間の自動車による移動時間と、移動時間に応じた基礎点からの減点の有無は以下のとおり。

奄美市役所 ～ 現在の本庁舎敷地 1分 【減点なし】

(ウ) 評価 7 点

考慮事項② 交通の事情【配点 10 点】

【考え方】

比較の観点	庁舎への移動時間																													
関連指標	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎へ移動する際の主要な交通手段は自動車であることから、自動車による移動時間（自動車一般道を走行した場合の所要時間）を指標として用いる。 																													
比較方法	<p>① 候補地と各市町村中心部（現在の役所の所在地）間の自動車による移動時間の平均時間を候補地ごとに算定する。</p> <p>② ①による候補地ごとの平均移動時間のうち、最短時間を基準とし、当該基準から超過時間の割合に応じて、以下のとおり評点を設定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>10点</td><td>9点</td><td>8点</td><td>7点</td><td>6点</td><td>5点</td><td>4点</td><td>3点</td><td>2点</td><td>1点</td> </tr> <tr> <td>+10%以内</td><td>+15%以内</td><td>+20%以内</td><td>+25%以内</td><td>+30%以内</td><td>+35%以内</td><td>+40%以内</td><td>+45%以内</td><td>+50%以内</td><td>+50%超</td> </tr> </table>										10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	+10%以内	+15%以内	+20%以内	+25%以内	+30%以内	+35%以内	+40%以内	+45%以内	+50%以内	+50%超
10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点																					
+10%以内	+15%以内	+20%以内	+25%以内	+30%以内	+35%以内	+40%以内	+45%以内	+50%以内	+50%超																					

検討結果

(7) 候補地と管内各市町村中心部間の移動時間（平均）

候補地と管内各市町村中心部間の自動車による移動時間（平均）は以下のとおり。

各市町村 候補地	奄美大島				
	奄美市	大和村	宇検村	瀬戸内町	龍郷町
現在の本庁舎敷地	1分	35分	58分	59分	25分

各市町村 候補地	奄美大島以外※ (喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町)	
	平均	
現在の本庁舎敷地	46分	<u>42分</u>

※ 奄美大島以外の島から奄美大島までの交通手段については、海路より航空路を利用する旅客者の方が多いことから、奄美空港から候補地までの平均移動時間を一律に計上。（参考：名瀬港から候補地までの移動時間は約4分）

(1) 評価 10点（比較対象がないため「満点」として評価）

考慮事項③：他の官公署との関係【配点 10 点】

【考え方】

比較の観点	公的機関の集積																														
関連指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内住民の利便性を考慮し、庁舎から一定の距離内に存在する管内の国及び県の機関・関係団体の集積度合いを指標として用いる。 ・ 「国及び県の機関・関係団体」は、行政手続等で県民や事業者の一定の来庁が見込まれる国の機関（国に準じる機関を含む）及び県の機関・関係団体を管内ごとに選定する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><国機関> 税務署，公共職業安定所，労働基準監督署，国道事務所，農政事務所，法務局，裁判所，国立研究開発法人など</p> <p><県機関> 試験研究機関等の出先機関，警察署など</p> <p><関係団体> 以下の各分野における地元関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工分野：商工会，商工会議所，飲食業生活衛生同業組合，ホテル・旅館生活衛生同業組合 ・ 農業分野：農業協同組合 ・ 水産分野：漁業協同組合，水産加工業協同組合 ・ 森林分野：森林組合 ・ 観光分野：観光協会 ・ 建設分野：建設業協会 ・ 医療分野：医師会，歯科医師会，薬剤師会 ・ 福祉分野：社会福祉協議会 ・ 環境分野：産業資源循環協会 など </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「一定の距離内」は、県内の隣接する市町村間における平均移動時間（30分）を考慮して自動車による移動時間が30分以内とし、国及び県の機関・関係団体数は「15分以内」を1.0、「15分超～30分以内」を0.5で換算する。 																														
比較方法	<p>① 候補地から一定の距離内に存在する国及び県の機関・関係団体数が、管内の国及び県の機関・関係団体の総数に占める割合により比較することとし、その割合に応じて、以下のとおり評点を設定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>10点</td><td>9点</td><td>8点</td><td>7点</td><td>6点</td><td>5点</td><td>4点</td><td>3点</td><td>2点</td><td>1点</td> </tr> <tr> <td>50%</td><td>45%</td><td>40%</td><td>35%</td><td>30%</td><td>25%</td><td>20%</td><td>15%</td><td>10%</td><td>10%</td> </tr> <tr> <td>以上</td><td>以上</td><td>以上</td><td>以上</td><td>以上</td><td>以上</td><td>以上</td><td>以上</td><td>以上</td><td>未満</td> </tr> </table>	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	50%	45%	40%	35%	30%	25%	20%	15%	10%	10%	以上	未満								
10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点																						
50%	45%	40%	35%	30%	25%	20%	15%	10%	10%																						
以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	未満																						

検討結果

(7) 国及び県の機関・関係団体

行政手続等で県民や事業者の一定の来庁が見込まれる国及び県の機関や関係団体は以下のとおり。

なお、大島支庁庁舎については、奄美大島への再整備を前提としているため、奄美大島に所在する「国及び県の機関・関係団体」のみを対象とする。

国機関（21 機関）	
財務省 （国税庁）	鹿児島財務事務所名瀬出張所，鹿児島税関支署名瀬監視署，大島税務署
厚生労働省	名瀬労働基準監督署，名瀬公共職業安定所
法務省 （検察庁）	鹿児島地方法務局奄美支局，鹿児島地方検察庁名瀬支部
農林水産省 （林野庁）	門司植物防疫所名瀬支所，鹿児島森林管理署名瀬森林事務所
環境省	奄美群島国立公園管理事務所
国土交通省 （気象庁， 海上保安庁）	西之表港湾事務所第四建設管理官室（名瀬港出張所），奄美自動車検査登録事務所，名瀬測候所，奄美海上保安部，同古仁屋海上保安署
裁判所	鹿児島地方裁判所名瀬支部，鹿児島家庭裁判所名瀬支部，名瀬簡易裁判所
その他	日本年金機構奄美大島年金事務所，国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所奄美庁舎，独立行政法人奄美群島振興開発基金
県機関（23 機関）	
研究機関等	農業開発総合センター大島支場，鹿児島中央家畜保健衛生所大島支所，同瀬戸内町駐在機関，大島児童相談所・大島知的障害者更生相談所
警察署	奄美警察署，瀬戸内警察署ほか 4 交番 12 駐在所 1 派出所

関係団体（36 団体）	
商 工	奄美大島商工会議所，あまみ商工会，龍郷町商工会，宇 検村商工会，瀬戸内町商工会
観 光	あまみ大島観光物産連盟，奄美群島観光物産協会，奄美 大島観光協会，宇検村観光物産協会，奄美せとうち観光 協会
農 業	県農業共済組合大島支所，あまみ農業協同組合，県土地 改良事業団体連合会大島事務所
漁 業	奄美漁業協同組合，名瀬漁業協同組合，宝勢丸鯉漁業生 産組合，宇検村漁業協同組合，瀬戸内漁業協同組合，奄 美群島水産振興協議会
森 林	あまみ大島森林組合
建 設	県建設業協会奄美支部，県建築士会奄美・大島支部，県 建築士事務所協会奄美大島支部，県建築協会奄美支部， 奄美市建友会，瀬戸内建設業協会
医 療	大島郡医師会，大島郡歯科医師会，奄美薬剤師会
福 祉	奄美市社会福祉協議会，大和村社会福祉協議会，龍郷町 社会福祉協議会，宇検村社会福祉協議会，瀬戸内町社会 福祉協議会，奄美群島社会福祉団体連絡協議会
環 境	県産業資源循環協会奄美支部

※ 令和8年1月現在

(イ) 候補地の集積状況

候補地における国及び県の機関・関係団体の集積状況は以下のとおり。

移動時間 候補地	15分圏内 (1.0換算)	30分圏内 (0.5換算)	集積状況
現在の本庁舎敷地	41団体 (41団体)	10団体 (5団体)	58%

※ 対象となる奄美大島内の国及び県の機関・関係団体数の合計は80団体

(ウ) 評価 10点

考慮事項④：所管区域の地理的状況【減点事項】

【考え方】

比較の観点	危機事象発生時における安全性
比較方法	<p>① 候補地が所在市町村のハザードマップにより以下の危険な区域に該当する場合は、1区域につき2点の減点とする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>洪水浸水想定区域, 雨水出水浸水想定区域, 高潮浸水想定区域, 津波浸水想定区域, ため池浸水想定区域, 山地災害危険地区, 土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）</p> </div>

検討結果

(7) ハザードマップにおける危険区域の該当の有無

候補地である「現在の本庁舎敷地」は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）に該当しており、土砂災害が発生するリスクがあるため、市において危険の周知、警戒避難体制の整備が必要であるものの、建築物の構造規制等はない。

区域	該当の有無
洪水浸水想定区域	—
雨水出水浸水想定区域	—
高潮浸水想定区域	—
津波浸水想定区域	—
土砂災害（特別）警戒区域	有
ため池浸水想定区域	—
山地災害危険地区	—

(1) 評価

▲ 2点

考慮事項⑤：その他【減点事項】

【考え方】

比較の観点	活用可能な土地の状況，駐在機関等の統合・再編
比較方法	<p>① 候補地の整備費用について，各費用項目が当該候補地のみで生じる費用かどうかといった観点から，追加での整備費用項目が生じることが明らかである場合は，1つの追加費用項目につき2点減点する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 庁舎建設に係る土地の取得費用を要する場合・ 駐車場の確保など庁舎敷地以外の土地の賃借費用を要する場合

検討結果

(7) 追加の整備費用

- ・ 候補地は県有地である「現在の本庁舎敷地」であり，本庁舎等の解体費用は生じるものの，現在の本庁舎と同程度の規模であれば，候補地の敷地内での建替えは可能と考えられることから，新たな土地の取得費用は生じない。
- ・ また，現段階で新庁舎の必要面積は確定しないものの，庁舎建替え工事期間中の仮設事務所及び駐車場の確保費用が明らかに必要であるとは認められない。
- ・ なお，候補地には職員住宅が含まれており，同敷地以外に職員住宅を確保する場合，追加費用が生じることとなる。

(4) 評価 減点なし（比較対象がないため「減点なし」として評価）

候補地の検討結果

上記の考慮事項①から⑤について評点化し、候補地を検討した結果、以下のとおり、大島支庁庁舎の再整備に伴う本庁舎の位置は、「現在の本庁舎敷地」とする。

候補地 考慮事項	現在の本庁舎敷地	(参考：南薩地域振興局) 県立保健看護学校跡地
①管内の市町村の人口	7点	5点
②交通の事情	10点	10点
③他の官公署との関係	10点	7点
④所管区域の地理的状況	▲2点	0点
⑤その他	0点	▲2点
合計点	<u>25点</u>	20点